

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、平成20年5月から同年8月までを16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月から22年6月までの標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、20年9月から21年8月までは16万円、同年9月から22年6月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額（20年9月から21年8月までは13万4,000円、同年9月から22年6月までは12万6,000円）とされているが、申立人は、当該期間について、16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成20年5月から同年8月までは9万8,000円、同年9月から21年8月までは13万4,000円、同年9月から22年6月までは12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 から 22 年 6 月 まで

A社で給与から控除されていた保険料に基づく標準報酬月額がねんきん定期便に記載された標準報酬月額と相違しているため、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成20年5月から同年8月までについては、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は18万円の標準報酬月額に相当する報

酬月額を支給され、16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成20年9月から22年6月までについては、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、20年9月から21年8月までは13万4,000円、同年9月から22年6月までは12万6,000円とされていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年8月7日付けで、20年9月から21年8月までは16万円、同年9月から22年6月までは19万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の16万円又は19万円ではなく、訂正前の13万4,000円又は12万6,000円とされている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は当該期間において、17万円から19万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った額で事務処理をしていたことを認めていることから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成15年6月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成15年7月から16年5月までの標準報酬月額に係る記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①のうち、平成15年6月から16年5月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間③は5万円、申立期間④は16万6,000円、申立期間⑤は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から16年5月まで
② 平成15年5月13日
③ 平成15年7月16日
④ 平成15年12月5日
⑤ 平成16年4月23日

申立期間①について、A社に勤務した期間の標準報酬月額は、実際の給与より低額になっている。また、申立期間②から⑤までについて、賞与が支給

されたが記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成15年6月について、当時のA社役員から提出された給与明細書(写)(以下「給与明細書(写)」という。)により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成15年7月から16年5月までの期間について、給与明細書(写)により、申立人は、当該期間において、20万円から28万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書(写)において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成15年6月から16年5月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書(写)において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書(写)において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年4月及び同年5月について、給与明細書(写)により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、当時のA社役員から提出された賞与明細書(写)(以下「賞与明細書(写)」という。)により、申立人は、当該期間において、3万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認めら

れる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる保険料控除額から3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③から⑤までについて、賞与明細書（写）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間③は5万円、申立期間④は16万6,000円、申立期間⑤は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は75万円、申立期間②は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月15日
② 平成22年12月15日

申立期間について、A社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①は75万円、申立期間②は70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は75万円、申立期間②は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月15日
② 平成22年12月15日

申立期間について、A社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①は75万円、申立期間②は70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は65万円、申立期間③は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年9月30日
② 平成21年12月15日
③ 平成22年12月15日

申立期間について、A社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は65万円、申立期間③は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は42万7,000円、申立期間②は46万5,000円、申立期間③は45万円、申立期間④は39万1,000円、申立期間⑤は40万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年9月30日
② 平成21年12月15日
③ 平成22年6月15日
④ 平成22年9月30日
⑤ 平成22年12月15日

申立期間について、A社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①は42万7,000円、申立期間②は46万5,000円、申立期間③は45万円、申立期間④は39万1,000円、申立期間⑤は40万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は65万円、申立期間③は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年9月30日
② 平成21年12月15日
③ 平成22年12月15日

申立期間について、A社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は65万円、申立期間③は60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は57万1,000円、申立期間③は65万円、申立期間④は55万3,000円、申立期間⑤は58万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年9月30日
② 平成21年12月15日
③ 平成22年6月15日
④ 平成22年9月30日
⑤ 平成22年12月15日

申立期間について、A社から賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(申立期間①及び②は57万1,000円、申立期間③は65万円、申立期間④は55万3,000円、申立期間⑤は58万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7895

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、20万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月8日

申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年12月分給与明細（賞与）により、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、20万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記平成20年12月分給与明細（賞与）において確認できる保険料控除額から、20万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 7896

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

B社及び同社のグループ会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間においてA社へ出向し、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名票、雇用保険の記録及び健康保険組合の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、A社本社から同社の支店に異動したとされる複数の同僚の記録により、これら複数の同僚が、いずれも異動先の複数の支店において昭和38年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断して、申立人の同社C支店における資格取得日である同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年1月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、A社は平成7年9月*日に解散しており回答は得られないが、事業主が資格喪失日を昭和38年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 7897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

B社及び同社のグループ会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間においてA社へ出向し、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名票、雇用保険の記録及び健康保険組合の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、A社本社から同社の支店に異動したとされる複数の同僚の記録により、これら複数の同僚が、いずれも異動先の複数の支店において昭和38年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断して、申立人の同社C支店における資格取得日である同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年1月の記録から、3万3,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成7年9月*日に解散しており回答は得られないが、事業主が資格喪失日を昭和38年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から57年3月まで

私が学生（昭和52年3月卒業）だったある夏休みに、父親からまだ学生だけど年金に入れておくからと言われた。また、54年頃、今年から年金をもらうことになるがお前たち（私と母親）の年金の掛金に変わってしまうのかと言っていたことを覚えており、父親が私の国民年金加入手続きを行い、父親が亡くなる（63年*月）まで、私と母親の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年11月10日にA町（現在は、B市）で払い出されている。申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及び同市が保管する同町の国民年金被保険者名簿の備考欄にある「57. 4. -1 届出」のゴム印の表示（同市によると、57年4月1日に同町役場で申立人の国民年金加入届出が行われたことを示す。）から、申立人の国民年金加入手続きは、この届出日の頃に初めて行われたものとみられ、その際に被保険者種別を強制、被保険者資格取得日を49年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、父親は、国民年

金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和 57 年 4 月）を基準とすると、申立期間のうち、49 年 8 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、既に 2 年の時効が成立しており納付することはできず、55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料については過年度保険料として、同年 4 月から 57 年 3 月までの保険料については現年度保険料として遡って納付することは可能であったものの、前述のとおり保険料を納付したとする父親は既に亡くなっているため、具体的な納付時期、納付金額及び納付方法については不明であることから、申立人の主張をもって、申立期間に係る保険料が遡って納付されたとは推認することはできない。

加えて、A 町の国民年金被保険者名簿においても、前述の加入手続時期（昭和 57 年 4 月）以降の国民年金保険料の納付記録は確認できるものの、申立期間に係る保険料が納付されたことがうかがえる記録は確認できず、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録とは一致しており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3599

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から57年2月まで

申立期間当時、私は大学生で国民年金に強制加入ではなかったが、父親からは貯金のつもりで私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。父親は、A市役所で私の加入手続を行い、保険料は口座振替で納付していたとしているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする父親は、当初の聴取において、申立人に係る加入手続はB事務所で、母親が同事務所に保険料を持参して納付していたと主張していたところ、その後、これらは父親及び母親に係るものであり、申立人については、A市役所において加入手続を行い、父親及び母親の保険料と併せて父親名義の口座から振替により納付していたと主張を変更していることから、父親の申立人に係る加入手続及び保険料納付の記憶は必ずしも明確ではなく、これらの詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対してこれまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、両親が国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時は大学生であり、国民年金の任意加入対象者であったとしているところ、20歳到達時は短大生であったとする申立人の妹も、任意加入対象者であった期間中に国民年金加入手続が行われた形跡は無

く（短大卒業後の昭和 58 年 4 月に強制加入対象者として国民年金に加入）、父親が申立人に係る任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする事情までは見いだすことはできない。

加えて、申立人が申立期間当時から居住している A 市においても、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記録は無く、申立人が国民年金に加入していた事実を確認することができない。

このほか、両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3600

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年頃から48年頃までの期間のうち2年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年頃から48年頃までの期間のうち2年間
私は、A町役場に行くたびに、住民票の交付を担当する年配の女性職員から3年分の国民年金保険料を納付するように言われていたので、そのうちの2年分の保険料を納付することにして、2回にわたり同町役場の窓口で納付した。保険料を納付した時期は、第一次石油ショック以前だったと思う。保険料の納付金額は覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初は、申立期間の国民年金保険料として3万円をA町役場の窓口で2回（計6万円）納付したとしていたが、口頭意見陳述において、納付金額は覚えていないと主張を変更したほか、保険料の納付時期及び納付対象期間の記憶も明確ではなく、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳作成記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月11日にA町で払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は同年4月頃に行われ、この加入手続の際に、39年4月15日（その後、厚生年金保険被保険者資格を喪失した40年3月19日に記録訂正）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続以降、申立人は、2年の時効が成立していない過年度保険料及び現年度保険料を納付することは可能であったところ、同町は、申立期間において、同町役場内に過年度保険料を取り扱う金融機関は存在しなかったとしており、申立人が遡って過年度保険料を同町役場で納付したとは考え難い。

さらに、A町役場において納付することが可能であった現年度保険料につい

ては、納付時期によっては過年度保険料となるため同町役場で納付することはできないこととなり、口頭意見陳述を実施してもその納付時期を特定することはできなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする同町の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料納付記録においても、申立期間を含む昭和50年3月以前の保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無く、これら記録に不自然な点も見受けられない。

加えて、申立人は、名前の読み方を「B」から「C」に変更しており、申立人の年金記録が別人のものとして記録されているのではないかと主張しているところ、これを含めて検証しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から42年5月10日まで
私は、申立期間について、A社B営業所に継続して勤務していたが、その間、被保険者としての記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社における初回の被保険者資格の喪失日（昭和41年10月31日）及び同資格の再取得日（42年5月10日）は、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和41年10月30日とされており、当該離職日の翌日は、申立人の同社における1回目のオンライン記録の被保険者資格喪失日（同年10月31日）と一致していることが確認できる。

さらに、A社の後継会社C社は、申立てに係る届出及び保険料納付について確認できる資料が無く不明としている上、申立期間にA社に係る被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人が同社B営業所で一緒に勤務したとする事務員の女性は既に死亡しており、また、申立人が記憶する他営業所の複数の同僚は、死亡、連絡先不明又は人物を特定できないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7899（静岡厚生年金事案 2121 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月から 6 年 1 月まで

A社での標準報酬月額が低く記録されている。前回は認められなかったが、当時の事業主が証言してくれるので、再度審議して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が提出した普通預金移動明細表の給与振込金額から推察する報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額に大幅な差異が見られないこと、ii) 雇用保険の給付記録によれば、申立人がA社を離職した際の賃金月額は36万2,000円となり、オンライン記録上の資格喪失時の標準報酬月額（36万円）に見合っていること、iii) オンライン記録において、申立人の標準報酬月額と申立人と同様の職種であった複数の元同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額のみが特段に低額であるという事情は見当たらない上、前述の元同僚の一人は、「当時の給与に比べて、特段に標準報酬月額が低いということはない。」と証言していること、iv) 同社は、「従業員の報酬月額は、会計事務所が作成したデータを基に適切に社会保険事務所（当時）に届け出ている。」と回答しており、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらないことなどから、既に年金記録確認静岡地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回の決定に納得できない。当時の事業主が証言してくれるので、再度審議してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「申立人は勤勉だった。賃金台帳等の確認資料は無いが、残業代が多い月もあったと思う。しかし、会社は適切な給与計算及び届出をしており、申立てに係る事実は無いと考える。」と当初の申立ての時における事業所の回答と同様の趣旨の回答をしている。

このほかに、年金記録確認静岡地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 1 日から 29 年 9 月 7 日まで
② 昭和 34 年 10 月 20 日から 38 年 4 月 11 日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年9月6日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年8月1日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。